

『使途明確化や引き上げ率等 消費税法改正お知らせ一国税庁』

国税庁はこのほど、社会保障の安定財源確保等を主とする「消費税法改正のお知らせ」として以下の概要を発表した。

(1) 消費税収入の使途の明確化。すなわち、収入は、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てられる (2) 消費税率の引き上げ。消費税率及び地方消費税率を2段階で引き上げる。**平成26年4月1日から、現行5%（4.0%・1.0%）が8%（6.3%・1.7%）に、同27年10月1日から、10%（7.8%・2.2%）になる** (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度を創設。その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人のうち、**i) 会社経営権を第三者に50%超支配されており、かつ、ii) 判定対象者の新規設立法人における課税売上高が5億円超に該当するものについては、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないことになった**（平成26年4月1日以後に設立等に適用）(4) 任意の中間申告制度の創設 (5) 税率引上げに伴う経過措置、等。

『H25年度税制改正大綱（8）国外財産の課税強化』

今度の改正により、国内居住の被相続人から外国籍の相続人等に対する国外財産の相続・贈与が新たに課税対象となった。4月1日以後の相続・贈与から適用される。

相続税・贈与税の納税義務者のうち、財産の取得時に国内に住所を有する「居住無制限納税義務者」と、日本国籍だが国内に住所を有しない「非居住無制限納税義務者」についてはすべての財産が課税される。一方、日本国籍も国内の住所も有していない「制限納税義務者」には国内財産だけが対象とされており、子や孫に外国籍を取得させて国外財産への課税を免れようとする租税回避事例が生じていた。

23年には名古屋地裁において、税務署が行った贈与税決定処分等が違法であるとの判決が下されている。これは、米国州法に準拠し、米国籍のみを有する孫を受益者とする信託の設定が、贈与に該当するとされたもの。しかし裁判所は、孫が信託設定時に利益を現に有する地位にあるとはいえず、当時の相続税法の受益者に当たるとは認められないと判断した。

昨年度に創設された国外財産調書制度によって、価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する場合は調書の提出が義務づけられた。この制度と合わせ、国外財産への課税が強化されることになる。

